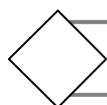


2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

(3) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成



自己実現と共生をめざす人権教育の充実

[今後の方向と目標]

社会の変化に伴い、インターネットによる人権侵害等の新しい課題が生じるなど、人権問題も複雑・多様化しており、これらの課題への適切な対応が求められている。

このため、「人権教育基本方針¹¹」に基づき、様々な体験的な活動や交流等を通して、人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成する。

人権教育の推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人をはじめとした人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、推進体制を確立し、計画的・総合的に取り組む。

[施策の取組]

発達段階に応じて、命のつながりやそのかけがえのなさに気づかせ、生命尊重の精神を培うとともに、自分自身や他者に対する肯定的な態度を育成する。

学校や市町組合教育委員会等の人権教育担当者を対象に、インターネットによる人権侵害等、複雑・多様化する人権課題を取り上げた研修会を行い、指導力の向上を図る。

各教科等の特質を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、校内推進体制の確立や全体計画及び年間指導計画の策定等、組織的・計画的な取組を推進する。

人権の概念や歴史、人権擁護に関する基本的な知識等についての理解を深めるとともに、様々な人権にかかわる課題を主体的に解決しようとする意欲態度、技能（スキル）を育成する。

定期的な点検・評価を行い、人権教育の取組を主体的に見直すとともに、その取組に関する情報を保護者や地域の人々に対しても積極的に提供する。

教育の主体性、中立性を堅持しつつ、家庭や地域、校種間の連携を深めながら、系統的・継続的な人権教育を推進する。

家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を推進する。

地域における体験的な活動や交流の促進等により地域の力を高め、住民の主体的な教育及び啓発活動を通して、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを推進する。

「女性チャレンジひろば」の市町における開設促進と機能拡充を図り、チャレンジしたい女性等への支援を充実するとともに、男女共同参画社会づくりを全県に広めていくため、地域団体・NPO、企業、市町等との協働を推進する。

私立学校における人権に関する研修などの取組を支援することにより、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育を推進する。

¹¹ 人権教育基本方針……「人権という普遍的文化」を築くことを目標に、すべての人の基本的人権を尊重し、人権にかかわる課題を総合的に解決するための教育の基本的な方向を示すため、兵庫県教育委員会が平成10年3月に策定した方針。

小・中学生を中心に応募のあった、障害や障害のある人にかかわる「体験作文」と「障害者週間ポスター」の活用を図り、障害や障害のある人への理解を深める取組を推進する。

[これまでの主な取組]

人権教育研究指定校事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図る。

私立学校における人権教育の推進

兵庫県私立学校人権教育協議会の運営に要する経費を補助する。

人権感覚をはぐくむ指導方法研究事業（～H21）

研究推進校を指定し、児童生徒の人権感覚をはぐくむための効果的な指導方法等の在り方について実践研究を行う。

新たな課題に対応した人権教育資料の作成（H22～）

平成11年度から順次作成し、活用してきた校種別人権教育資料が、策定後10年以上経過したことから、現行の人権教育資料を見直し、県内の全学校において活かせる人権教育資料を順次作成する。

中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット開発事業（H22～）

中学・高校生の人権意識を高めるため、近年特に問題となっているDV（ドメスティック・バイオレンス）防止に対応した中学・高校生向け人権啓発資料を作成し、各種研修等での活用を図る。

人権教育推進員の配置

人権にかかわる課題の解決に向け、人権教育・啓発を行うため、教育事務所に人権教育推進員を配置する。

人権教育資料等の活用

人権教育の充実・深化を図るため、各種研修会を通して、人権教育資料等の効果的な活用と普及に努める。

地域に学ぶ人権学習支援事業

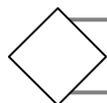
地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組み、自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進する。

男女共同参画社会づくりの推進

男女共同参画社会の実現を図るため、「男女共同参画社会づくり条例」及び「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づき、女性のチャレンジ支援や企業との協定締結、地域・企業・労働組合における男女共同参画推進員の設置など、官民が連携・協働した総合的な施策を推進する。

心の輪を広げる障害者理解促進事業

障害のある人への県民理解の促進を図るため、小・中学生を中心に、障害や障害のある人に関わる「体験作文」「障害者週間ポスター」を募集し、各種啓発に活用するほか、障害者週間啓発キャンペーンとして、新聞に啓発広告を掲載する。



多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

[今後の方向と目標]

国際化の進展に伴い、本県においてもアジア、南米諸国を中心として外国人県民の人数が増加しており、すべての県民が互いの人権を尊重し、ともに生きる心をはぐくむことが求められている。

このため、「外国人児童生徒にかかわる教育指針¹²」に基づき、すべての児童生徒が互いに尊重し合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心を培う子ども多文化共生教育を計画的・総合的に推進する。

また、NGO¹³ / NPO¹⁴等関係機関・団体との連携を図り、様々な国や地域の異なる文化や生活習慣、価値観を互いに理解し、尊重しながら、地域ぐるみで多文化共生社会の創造をめざす。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

子ども多文化共生サポーターの派遣……日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての公立学校を対象

県推進プログラム100：日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての学校への子ども多文化共生サポーターの派遣

[施策の取組]

子ども多文化共生サポーターの派遣や子ども多文化共生ボランティアの登録・紹介、教育相談、各種研修会の実施など、子ども多文化共生センター機能の充実を図る。

すべての児童生徒が多様な文化的背景を持つ人々と共生する心を培うため、多文化共生にかかわる多様な交流事業や体験活動を実施する。

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する学習言語の習得を促進するため、JSLカリキュラム¹⁵等を活用した日本語指導の実践・研究を進める。

母国の文化や言語にふれるなどの体験を通して、外国人児童生徒の自尊感情を高め、アイデンティティの確立を支援する。

NGO / NPO等関係機関・団体や大学及び企業等との連携を深めながら、地域ぐるみで多文化共生社会の創造に努める。

外国人児童生徒等に対する教育の機会均等などの観点から、国際親善を推進し、相互理解を深めるため、外国人学校の経常的経費等に対する補助を行う。

¹² 外国人児童生徒にかかわる教育指針……外国人児童生徒の自尊感情を高め自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重しあい、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒にかかわる課題の解決に取り組む教育の基本的方向を示すため、兵庫県教育委員会が平成12年8月に策定した指針。

¹³ NGO… Non Government Organization の略。非政府組織。主に政府間の協定によらずに創設された民間の国際協力機構。

¹⁴ NPO… Non Profit Organization の略。市民の自発的意志により、営利を目的としない社会的活動を行う市民活動団体。

¹⁵ JSLカリキュラム……Japanese as a Second Language の略。日本語を母語としないため、日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力の育成を目指す学習支援。

[これまでの主な取組]

中等教育学校の設置

一般に中学校・高等学校に当たる6年間を通じて、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒が、能力や適性に応じて弾力的に学ぶ中高一貫教育校として、県立芦屋国際中等教育学校を設置した。

子ども多文化共生教育支援事業

- ・子ども多文化共生サポーターの派遣：日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員等と児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣する。
- ・新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業：母語を思考基盤とする新渡日の外国人児童生徒に対し、学習言語の習得を支援するため、当該児童生徒が多数在籍している小・中学校をセンター校に指定し、母語の指導ができる者を派遣する。
- ・子ども多文化共生センターの運営：子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生にかかわる人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有するセンターを運営する。

帰国・外国人児童生徒受入促進事業（～H21）

帰国・外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備と地域における支援体制モデルの構築を行い、帰国・外国人児童生徒の個々の生活背景・学習歴を踏まえた指導方法や指導体制の在り方に関する調査研究等を行う。

帰国・外国人児童生徒受入体制整備事業（H22～）

外国人児童生徒が集住する地域における受け入れ体制の成果を踏まえ、外国人児童生徒が散在する地域において、県と市町が連携しながら、公立学校への受け入れについて実践的に研究する。

JSLカリキュラム実践支援事業（～H21）

JSLカリキュラムを活用した指導実践を行うとともに、教員の指導力向上を目的としたワークショップを開催する。

外国人学校振興費補助事業

外国人学校に在籍する児童生徒等の修学上の経済的負担の軽減及び学校教育の運営支援を行うため、経常的経費等に対する補助を行う。